

承認第5号

専決処分の承認について（関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めらる。

令和5年5月8日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第7号

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第9条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第9条の2中「第10条の2」を「第10条の2第1項」に改める。

第10条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第9条第1項」を「第9条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第9条第1項の」を「第9条の」に改める。

附則第19項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「同年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（附則第19項の改正規定を除く。）による改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。